

よくあるお問い合わせ (Q&A)

Q1 日本中央競馬会畜産振興事業とはどのような事業ですか？

(答)

1. 我が国の畜産は、家畜の繁殖・育成・肥育と、肉・乳・卵・蜂蜜などの畜産物の生産を目的としたものであり、日常の食生活を支え、豊かにする「美味しさ」を与えてくれるとともに、たんぱく質等の様々な栄養素の供給、また、地域の活性化や国土の保全等の多面的機能の発現、更には資源循環等といった重要な役割・機能を果たしています。
2. 日本中央競馬会畜産振興事業は、日本中央競馬会法(以下「競馬会法」という。)第19条第4項に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業に対し、日本中央競馬会(以下「JRA」という。)がその事業費を助成することとしています。

【日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業】

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
 - (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
 - (3) 生乳の生産の合理化のための事業
 - (4) 家畜衛生の向上のための事業
 - (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
 - (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
 - (7) 次に掲げる事業であって、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業
3. ただし、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、国の基本方針に基づく基幹的な事業、又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとしています。(公募要領の「4. 事業要件 (2) 助成対象としない事業」参照。)

Q2 28年度はどのような事業が助成の対象となりますか？

(答)

1. 平成28年度において畜産振興事業として助成する事業は、公募要領別紙1「平成28年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」(以下「公募テーマ」という。)に即した事業であって、かつ、公募要領「4. 事業要件 (1) 助成対象とする事業の要件」に適合するものとなります。

2. 公募要領の「4. 事業要件 (1) 助成対象とする事業の要件」は、以下のとおりです。

助成対象とする事業は、施行規則第2条の7第1号から第7号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあっては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した事業にあっては、高い事業効果(成果)を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発事業にあっては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

Q3 どのような者が応募できますか？

(答)

1. 限りある財源を効率的に活用し、畜産振興事業について一層の成果を得るため、応募者間の競争性を高め、より良い事業が選定されるよう、幅広く募集することとしています。
2. 具体的には、農業協同組合等の農林漁業者を構成員とする団体、事業協同組合、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に加え、大学、高等学校、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)も応募が可能です。(公募要領「5. 応募者の要件」参照。)
3. ただし、助成を受けることのできる団体は、助成事業(その自己評価を含む。)及び経理事務の実施能力・体制を具備していること、事業成果の公益利用を認め、その積極的な普及に努めること等の要件(公募要領「5. 応募者の要件 (2)」)を満たすことが必要となります。
4. なお、JRA理事長が特に認める民間団体とは、公募要領第5の応募者の要件の(1)の①から⑦の共同体、中小企業等協同組合のうちの事業協同小組合、事業協同組合連合会並びに技術研究組合などです。

Q4 補助率や助成対象はどうなっていますか？

(答)

1. 公募要領別紙1「平成28年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」に該当する案件

の補助率は、通常案件については8/10以内とし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。このうち、助成金額が4百万円以下の案件については、少額案件として、補助率を9/10以内とするとともに、特定の地域に限定した案件については、補助率を5/10以内とすることとしています。

2. ただし、応募する案件が、別紙1の2「事業テーマのうち重点的に対応する事項」に該当する場合については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしました。このうち、(1)及び(4)～(6)の項目については、助成金の上限についても一律に定めず事業内容によって設定できることとして、(2)及び(3)の項目については、助成金の上限金額を4千万円としています。
3. また、高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)が応募者として行う畜産振興事業についても、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
4. なお、上記の1～3に関わらず、「機械・施設の整備、資産の取得」については、全て補助率を5/10以内とすることとしています。
5. 助成対象となる経費については、別紙2のとおりとして、畜産振興事業の実施に直接必要となる経費に限ることとしています。したがって、事務所借料等、応募者が組織を運営するのに当然必要な経費については、助成の対象としていません。

Q5 事業実施期間についてはどうなっていますか？

(答)

1. 事業実施期間については、事業成果の早期発現の観点から、原則として単年度であります。事業の内容から、複数年度の実施期間が必要であるとの特別な理由(必要性及び緊急性)があるものは、事業実施期間の設定の妥当性について厳密な審査を行った上で、研究開発事業については最長5年、その他の事業については最長3年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。
2. なお、研究開発事業のうち、実施期間が3年を超えるものについては、2年が終了する年度末に、外部専門家・外部有識者からなる委員会において畜産振興事業の進捗状況の把握と事業継続の有用性・有効性の評価を必ず行い、その結果に基づき、必要に応じて事業規模の縮小、中止、見直し等を行うとともに、委員会の評価結果等とともにその概要を特定法人(Q9の特定法人をいう。)へ報告していただく必要があります。(畜産振興事業がそのまま継続される場合であっても同様です。)

Q6 27年度からの変更点はどのような点ですか？

(答)

1. まず、公募テーマの主な変更点は、重点的に対応する事項の畜産関連復興対策（公募要領別紙1の2の（1））について、東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故を含む。）に加え、東日本大震災以外の激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）に基づき指定された災害）も対象としました。
2. 次に、公募期間は、昨年と同様の約2ヶ月間ですが、全体的な日程を約2週間早めて、平成27年11月2日（月）から平成27年12月25日（金）までとしています。
3. 最後に、応募にあたって提出していただく各様式について、例えば「様式1号：平成28年度日本中央競馬会畜産振興事業応募書」において「応募事業テーマ」の記載方法を変更するなど、種々の改正を行っておりますので、公募要領等をよく熟読いただき、内容に誤りや漏れがないよう十分留意して下さい。

Q7 応募後の審査等のスケジュールはどうなっていますか？

（答）

公募期間終了後、応募のあった事業については、JRAに設置される外部有識者等による畜産振興事業審査委員会において審査され、所要の手続きを経て、3月末頃に採択事業を決定し、その結果を応募者に通知します。ただし、法人格等の応募者要件の適否等にかかる結果は、事前に通知します。その後、助成金の交付申請書等の提出を受け、助成金の交付決定を経て、4月から事業開始を予定しています。ただし、やむを得ない事情により遅れることがあります。

Q8 助成金の取扱いにはどのようなことが求められますか？

（答）

畜産振興事業の助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」が適用されます。事業の適正な実施にあたって細心の注意が求められます。また、特定法人(Q9の特定法人をいう。)による助成金の執行等に関する監査が行われます。

Q9 助成金はどのような手続きにより受け取るのですか？

（答）

畜産振興事業についての助成業務は、競馬会法第19条第4項に基づき、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人(以下「特定法人」という。)が行うこととなります。(平成28年度は、(公財)全国競馬・畜産振興会が行います。)

助成対象となった事業実施主体においては、事業の実施に必要な申請書等を作成し、特定法人に対して助成金の交付を申請することとなります。特定法人では申請内容を審査の上、交付決定します。(複数年度にわたる事業にあつては、毎年度申請、交付決定となりま

す。)助成金の概算払いが必要な場合は、概算払い請求書の提出が必要です。

Q10 事業の成果に関する権利は誰にありますか？

(答)

助成対象事業の実施により得た特許権等の知的財産権等の成果については、事業実施主体に帰属することになります。知的財産権の取得を申請する際には、書面によりその旨を遅滞なく、特定法人に報告願います。

なお、取得した知的財産権の実施や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、助成額の全部又は一部に相当する金額について、納付を求めることとなります(収益納付)。

Q11 事業の成果について、公表する場合はどのようにすれば良いですか？

(答)

助成事業の成果については、その普及を積極的に行っていただくことが必要となりますが、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット及びシンポジウム等で公表する場合には、J R Aの助成によるものであることを明示していただくこととなります。

Q12 過去の助成事業はどのようなものがありますか？

(答)

J R Aのホームページのトップページから「企業情報」→「畜産振興への取り組み」の順にクリックしていただきますと、過去に助成を受けた畜産振興事業の概要がご覧いただけます。